

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する被災地からの要望等

※被災都市からの要望を全国市長会においてとりまとめたもの

平成 30 年 7 月 25 日現在

1. 河川・ため池等の豪雨対策の抜本的強化等

○河川管理施設やため池の総点検の実施等

- (1) 被災地域の河川、ため池等の調査・検証を速やかに行い、今後の台風に備えた応急的な復旧対策を行うこと。
- (2) 近年の気象条件の変化に対応した治水対策、土砂災害対策の抜本的な見直しを進めるとともに、河川等の適切な管理、浚渫、洪水調整池の造成、ため池の改修・整備の支援強化を行いながら、災害の危険因子を取り除く取組を国の責任において行うこと。
- (3) 全国の河川管理施設やため池の総点検を早急に実施するとともに、改修等に要する予算を十分に確保すること。

○河川流域全体の一体的整備・管理の実現等

- (4) 市町村が行う普通河川の整備・管理が、国が整備する砂防堰堤を含めた河川流域全体の一体的な計画のもとで実施できるよう、補助制度創設も含めた所要の措置を講じること。
- (5) 市町村が管理する準用河川（水路）等の定期的な浚渫などの維持管理について支援を行うこと。
- (6) 重点ため池に係る改修費用の地元負担金の軽減を図ること。

○事業計画済みで工事未着工の事業のスピードアップ

- (7) 河川改修事業のうち、事業着手直前、あるいは事業計画区間内であるものの工事未着手の箇所において破堤等による甚大な被害が発生していることから、河川改修事業に係る予算の大幅な増額を行い、事業のスピードアップを図ること。

○重大な内水被害に備えた対策強化と排水ポンプ車等の確保等

- (8) 自治体が所有する内水排水ポンプ等の能力不足により内水浸水被害が多く発生したことから、国土交通省等が保有する排水ポンプ車の台数を増やし、重大な内水被害の発生の恐れが生じた場合には、緊急配備を行うなど、より一層の柔軟な対応を可能とすること。
- (9) 河川堤防未整備区間の整備を推進するとともに、小規模河川等における河道掘削・排水ポンプ設置・排水ポンプ車増車・排水機場整備等の内水対策について支援を行うこと。
- (10) 内水浸水等による再度災害防止の観点から、内水浸水等に係る予算の大幅な増額を図るとともに、補助率のかさ上げ等の措置を講じること。

○個別河川に係る治水対策等

- (11) 昨今頻発する豪雨を見据えた淀川水系の河川整備を進めるとともに、ゲリラ豪雨や台風等の大雨時における瀬田川洗堰の適正な管理を推進すること。
- (12) 台風や梅雨前線など予測可能な大雨時に備え、操作規則の改正を含めた瀬田川洗堰の事前放流による琵琶湖水位上昇の抑制と全閉後の速やかな水位低下を図るための早急な下流河川整備を推進すること。
- (13) 今般の豪雨による安芸川、夜須川、松田川などにおける堤防の決壊や越水による浸水被害の再度災害防止に加え、高知県内の一級河川及び二級河川の更なる治水安全度の向上を図ること。
- (14) 河川の氾濫による被害が著しい高梁川上流でのダムコントロールについて、十分な検証を行い、管理方法の抜本的な見直しを行うなど法規制を含めた対策強化を図ること。

2. 土砂災害対策の充実

- (1) 市民生活の安全確保を図るため、災害関連緊急治山事業に対して早急に財政措置を講じること。
- (2) 山間地域に点在する住宅開発地における土砂災害の復旧・復興に係る諸事業について支援を行うとともに、がけ崩れ等による被災地の速やかな災害復旧に係る経費や二次被害を防ぐための予防保全的に行う経費についても支援を行うこと。
- (3) 民有地におけるがけ崩れ等について、二次被害防止の観点から、必要な対策が講じられるよう行政の関与のあり方について検討すること。

3. 被災地の生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- (1) 上下水道、道路、橋梁、し尿処理施設等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政支援を含め特段の措置を講じること。
- (2) 浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校教育施設、体育施設等に甚大な被害が生じていることから、早期に復旧、再開できるよう必要な支援を行うこと。また、被害を受けた公共施設の解体のみ実施する場合について財政措置を拡充すること。
- (3) 住民生活の回復や被災地への物資輸送や移動手段の早期確保のため、直轄国道等早期の啓開、山陽本線、呉線等鉄道の早期復旧や交通円滑化に向けて支援すること。あわせて瀬戸内地域では、生活物資等海上輸送が滞ることのないよう、海上輸送手段についても確保に努めること。
- (4) 沿線住民の生活維持、企業の生産活動等に不可欠な鉄道路線に甚大な被害が発生していることから、その早期復旧に必要な応急復旧事業を鉄道災害復旧事業補助金の対象にするとともに、地方自治体の負担に対する財政措置を講じること。
- (5) 土砂流入等の被害を受けた鉄道は、地域住民の貴重な交通手段であるとともに、重要な産業・観光経路であることから、早期に全線復旧できるよう、鉄道事業者に対する特段の配慮をすること。
- (6) 中部圏において日本海側と太平洋側を結び、住民生活や地域産業に重要な役割を担うJR高山本線の早期全線復旧を図ること。
- (7) 第三セクター長良川鉄道株式会社が行う災害復旧事業に対して確実かつ十分な財政措置を講じること。
- (8) 京都丹後鉄道の早期全線復旧に向け特段の財政措置を講じること。
- (9) 高知自動車道は、南海トラフ地震発生の危機が迫るなか、災害時には「命の道」とも言える最重要路線であることから、高知道(上り線)の早期全面復旧に特段の配慮をすること。

4. 被災地の災害廃棄物等の処理支援

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算の確保と早期採択を行うこと。
- (2) 市町村の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町村が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- (3) 大量の災害廃棄物を早急に処理するため、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等についての支援を行うこと。
- (4) 災害に伴い発生した漂流・漂着物や河川、海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。
- (5) 家屋の解体・撤去費用について、熊本地震と同様に、半壊以下の家屋についても災害等廃棄物処理事業の対象とすることとし、あわせて、既に個人により自主撤去を行った場合も事業対象とすること。
- (6) 民有地からの搬出、分別、最終処分に至る一連の土砂等の撤去作業を支援するための、省庁の垣根を越えた包括的な国庫補助制度を整備すること。

5. 被災者のための生活再建支援策の充実等

- (1) 多くの避難困難者や行方不明者の安否確認を早急に進め、一人でも多くの人命を救うため、早急な救援、捜索活動を行うこと。
- (2) 被災地では、多くの住民が避難を余儀なくされているなかで、被害の全容が明らかになるにつれて、不自由な避難生活の長期化も懸念されることから、水や食料をはじめ、各種の生活必需品、燃料、医薬品等について、被災者、避難者に十分な量が安定的かつ継続的に供給されるよう必要な体制や措置をとること。
また、気温の高い時期であるため、被災者のストレスを極力抑える形で、熱中症対策、感染症予防等を含め、安全で衛生的な環境整備（入浴・冷房・冷蔵設備等）ができるよう十分な支援を行うこと。
あわせて、被災者への医療サービスの提供、避難所におけるプライバシーの確保、健康支援、心理的ケア及び高齢者・障がい者等配慮を要する避難者への必要な対応を図ることができるよう十分な支援を行うこと。
- (3) 家屋の倒壊等により住む場所を失い、避難所から自宅へ帰ることができない被災者を支援するため、被災者の住宅確保について特段の配慮を行うこととあわせ、被災者が生まれ育った地域で暮らし続けることができるよう、非農家を含む被災者が農業振興地域に住宅を再建することを可能とするため、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、土地改良法等の関連規制を緩和するとともに、必要な手続きの簡素化を図ること。
- (4) 水道施設の損壊やダム水の汚濁等による断水の一刻も早い解消に向け、早急な支援を行うこと。
- (5) 被災者の生活再建を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被災区域や住宅の一部損壊の被害に対しても、幅広く支援するとともに、今回の被害の広域性や甚大さに鑑み、被災者生活再建支援金の増額を図ること。
- (6) 被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、災害援護資金貸付金等の支援を拡充するなど、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、支援の適用範囲等については地域間で格差が生じないよう弾力的に運用すること。
- (7) 災害救助法により給付される生活必需品の対象品目に、一般的な生活に必要な最小限とされる品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明器具、カーテン等）を追加すること。
- (8) 土砂災害により居住家屋又はその周辺の土地へ土砂等が崩落した場合において、住民の生命及び財産の保護並びに住民負担の軽減を図るため、土砂等を撤去する者に対し、撤去に要する費用の一部を助成する地方自治体への財政支援措置を講じること。
- (9) 被災地では地区外からの不審者等により、不安な日々を過ごしているため、被災地域における防犯対策、治安維持強化を図ること。

6. 商工業、農林水産業や観光業への支援の充実

- (1) 事業所の冠水等により地域経済を支える農林水産業や商工業に甚大な被害が発生しているため、事業再開のための生産施設・機械の復旧等への支援や税制上の負担軽減措置等の財政支援を行うとともに、工業用水道施設についても、早期に復旧できるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 農林業生産にかかる事業経営再開のため、生産施設・機械の復旧等の支援や農業共済金の早期支払いなどの必要な支援、措置を講じること。また、被災農業者向け経営体育成支援事業等の事業適用と当該事業の補助率のかさ上げを行い、被災者負担をさらに軽減するよう特段の措置を講じること。
- (3) 被災した中小企業・小規模事業者等では、復旧して事業を再開することが困難な状況にあることから、必要な支援を行うとともに、被災した事業主が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引き上げを行うなどの特例措置を講じること。

- (4) みかん産業の復興について、必要な支援を行うこと。
- (5) 大豆のほ場の湿害について、農業者への特段の支援を行うこと。
- (6) ため池や林道、漁港施設等、農林水産施設における災害被害の未然防止や被害軽減を図るため、日常的な維持管理を充実できるような十分な財政支援を講じること。
- (7) 被災地の旅館、ホテル及び観光施設は、豪雨による損害に加え、夏休み期間中の予約キャンセルが相次いでいる状況にあることから、風評被害防止のための国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、都市自治体が行う観光需要回復に向けた「割引付旅行プラン助成制度」などの観光振興策について支援を行うこと。

7. 被災自治体の早期復旧・復興にむけた人材確保等対策の充実

- (1) 被災地における人命救助活動及び迅速な応急復旧、長期的な復興に向けて必要となる保健師や技術職員等の人的支援を継続・拡充すること。
- (2) 激甚化する災害に対応する市町村への支援体制を強化するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の体制・機能をさらに拡充・強化すること。
- (3) 今般の豪雨災害の被害に係る分析と検証を行うため、専門家チームの派遣等を行うこと。
- (4) 土砂・流木の流出による河川や道路の埋そくによって甚大な被害が発生している箇所については、河川の治水対策と流出土砂対策を一体的に検討する専門的知見と、工事実施については高度な技術力を要することから、二次災害防止対策や応急対策を含め、土砂災害専門家による調査を進めるよう技術的支援を行うこと。

8. 被災自治体の災害復旧事業等の採択要件緩和等

- (1) 災害復旧事業に早期に着手、実施できるよう災害査定を簡素化を図るとともに、柔軟に国庫補助等の対象として採択するなど、被災自治体の事務負担の軽減を図ること。
- (2) 災害復旧にあたっては将来の安全性や防災に資するような改良復旧が実施できるよう、採択基準を緩和するなど、補助対象を拡大すること。
- (3) 災害発生直後の混乱した状況の中、被災自治体からの要請を待たず応援自治体を実施した物的・人的支援等についても、災害救助法や特別交付税による財政支援措置を講じるとともに、事務手続き等被災自治体の負担とならないよう国主導の新たな財政支援について検討すること。
- (4) 補助災害復旧事業に係る査定設計経費について財政措置を講じること。
- (5) ふるさと納税を活用した被災自治体等に対する寄附活動について、寄附者が居住する地方自治体における税収減等にも配慮しながら、国民の行動がより寄附活動に繋がりをやすくなるような、災害時用のふるさと納税制度を研究すること。

9. 被災自治体への財政支援の強化・充実

- (1) 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。
- (2) 応急対策や被災者の救援、災害復旧等に膨大な経費を要するため、特別交付税の増額配分、東日本大震災に係る「震災復興特別交付税」のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなどして、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に格段の配慮や積極的な財政支援を行うこと。

以上